

新潟薬科大学薬学部授業科目履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟薬科大学学則（以下「学則」という。）第43条及び新潟薬科大学授業科目の区分等に関する規程第4条の規定に基づき、薬学部の教育課程及び履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の履修)

第2条 授業科目の区分、単位数、履修年次学期及び必修選択の別は、別表のとおりとする。

2 履修できる授業科目は、原則として当該科目の単位を修得していない科目（以下、「未修得科目」という。）とし、在籍学年が別表の各授業科目の配当学年以上であることとする。

3 必修科目については、履修申請を必要としない。

4 選択必修科目及び選択科目の履修に当たっては、所定の期日までに履修申請しなければならない。

5 選択必修科目及び選択科目の履修申請について、その科目の履修申請数が定員を超えたときは、履修を許可しない場合がある。

6 過年度に履修した科目を再度履修（以下、「再履修」という。）する際は、履修申請しなければならない。ただし、前年次までの未修得科目を学則第32条第2項が規定する授業（以下、「遠隔授業」という。）によって、時間割に定められた曜日・時限以外に再履修する場合、及び次学年に進級できなかった者（以下、「留年者」という。）が当該年次の未修得科目を再履修する場合は、いずれもこの限りでない。

7 受け付けられた履修申請は、原則として変更を認めない。

8 同じ曜日・時限に開講される複数科目を重複して履修することはできない。ただし、前年次までの未修得科目を遠隔授業によって時間割に定められた曜日・時限以外に再履修する場合については、この限りではない。

9 留年者の履修の特例については第11条に定める。

(履修科目の登録の上限)

第2条の2 各年度の履修登録単位数の上限は49単位とする。

(授業の出席)

第3条 授業はすべて出席しなければならない。ただし、公欠、忌引は欠席に算入しない。

2 公欠は届出により大学が適当と認めた場合とし、忌引は父母の喪（7日以内）、祖父母・兄弟姉妹の喪（5日以内）、その他親族の喪（1日以内）、その他届出により大学が適当と認めた場合とする。いずれも欠席届にその旨を記載し、アドバイザー承認の上届け出なければならない。

(試験の種類等)

第4条 授業科目の単位取得の認定は試験によって判定する。試験は、定期試験、追試験、再試験及びその他の試験の4種類とし、予め必要事項を発表して学期末又は学年末等別に定める期間に実施する。

2 追試験は以下のいずれかの事由に該当し、所定の期日までにその事由を証明する書類を添えて申請があった場合に実施する。

(1) 学校保健安全法施行規則が定める感染症に罹患し定期試験時に登校禁止となった場合。

(2) 公共交通機関の乱れにより、定期試験時に登校できなかった場合。

(3) 天災の発生により、定期試験時に登校できなかった場合。

(4) 忌引きにより、定期試験時に登校できなかつた場合。なお、忌引きは父母の喪（7日以内）、祖父母・兄弟姉妹の喪（5日以内）、その他親族の喪（1日以内）とする。

(5) その他やむを得ない事情により第1項に規定する4種類の試験のいずれかを欠席し、大学が適当と認めた場合。

3 前項の規定を受けて定期試験の追試験を受験した科目の最高評価点は、90点とする。追試験又は再試験の追試験を受験した科目の最高評価点は、当該追試験の対象となる試験の最高評価点とする。

4 定期試験の結果、成績不良の者に対して、当該科目の担当教員が必要と認めた場合、再試験を行う。

5 前項に定める再試験は、年度内に1度受験できる。

6 前第4項の規定を受けて受験した科目の最高評価点は、60点とする。

7 担当教員が必要と認めたとき、臨時に試験を行うことがある。

(受験資格)

第5条 定期試験は、各科目につき授業時間数の3分の2以上出席している者に受験資格を与える。ただし、定められた期限までに所定の学費を納入

- していない者には受験資格を与えない。
- 2 追試験及び再試験（以下、「追再試験」という。）については、定期試験の受験資格を与えられた者で、かつ定められた期限までに受験の届出をした者に受験資格を与える。
 - 3 再試験を受験する際は、受験の届出をしていかなければならない。
 - 4 定期試験の追試験を受験する者は、1科目につき1,000円の手数料を納付しなければならない。
 - 5 再試験を受験する者は、1科目につき2,000円の手数料を納付しなければならない。

（受験上の順守事項）

第6条 第4条及びこれに準ずる試験の受験に際しては、別に定める事項を順守しなければならない。
（試験の欠席）

第7条 定期試験を欠席した者は、当該試験日から1週間以内に試験欠席届をアドバイザー承認の上、提出しなければならない。

2 やむを得ない事情により、試験欠席届を提出できなかった者に対しての措置については、教授会の議を経るものとする。

（成績評価と単位の認定）

第8条 成績評価及び評価基準は、次のとおりとする。

区分	評価	評点	GP	評価基準
合格	S（秀）	90点以上	4.0	授業科目の到達目標を十分達成し、特に優れている
	A（優）	80点以上 90点未満	3.0	授業科目の到達目標を十分達成し、優れている
	B（良）	70点以上 80点未満	2.0	授業科目の到達目標を達成している
	C（可）	60点以上 70点未満	1.0	授業科目の到達目標を最低限達成している
不合格	D（不可）	60点未満	0.0	授業科目の到達目標を達成していない
	Y（欠）	欠		試験を欠席
	Z（否）	否		出席回数不足により定期試験受験資格なし
	G（放）	放		追再試験受験資格放棄
認定	E（認）	単位認定科目	GP対象外	転学部などにより他学部等で修得した科目を本学部の単位として認定

2 前項に規定する成績評価をもとに、GPA (GradePoint Average／成績平均点数) を算出する。

（前年次までの未修得科目の修得）

第9条 前年次までの未修得科目で否の成績評価を得た科目以外のものについては、遠隔授業により再履修して単位を修得するものとする。ただし、時間割に定められた曜日・時限における当該科目

の履修が可能な場合には、その曜日・時限で再履修することができる。

2 前年次までの未修得科目で否の成績評価を得た科目については、時間割に定められた曜日・時限において当該科目を再履修して単位を修得すること。

（進級）

第10条 各学年において、別に定める進級基準を満たす単位を修得した者は、次学年に進級できる。

（留年者の授業科目の履修の特例）

第11条 留年者は、当該年次の未修得科目の単位を修得する際には、時間割に定められた曜日・時限において当該科目を再履修しなければならない。ただし、6年次後期科目の再履修については、6年次前期に別途開講される当該科目を再履修すること。

2 留年者は、当該年次の科目で、過年度に既に当該科目の単位を修得した科目（以下、「既修得科目」という。）のうち、教科担当者により指定された必修科目及び選択必修科目については、再履修しなければならない。

3 留年者は、当該年次の既修得科目について、申請の上再履修することができる。

4 前2項で履修した科目的成績は、再履修で得た成績と既修得成績のいずれかよい方とする。

5 第2条第2項の規定にかかわらず、留年した年度に限り、次学年に配当された科目（以下「次年次科目」と言う。）を、各学期3単位を上限として履修することができる。ただし、別表第1において実習・実技・演習科目、別表第2～4において実習・実技・（実習扱いの）演習科目は履修できない。

6 次年次科目の履修を希望する者は、履修申請しなければならない。

7 次年次科目の定期試験の結果が不合格の場合は、再試験の受験を認めない。ただし、天災又は疾病その他やむを得ない事情により定期試験を欠席した場合は、追試験の受験を認めることがある。

8 前3項の次年次科目の単位は、当該年次の進級判定の対象としない。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。（追再試手数料の改訂）

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。（試験欠席届の変更）

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。(第2条の別表第2における授業科目の名称の変更)

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。(第6条の規程の変更)

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(第2条の別表第1、別表第2及び別表第3の規定、第5条の規定、第11条の規定、第12条の進級基準及び注意事項の規定の変更) ただし、変更後の別表第1の規定については、平成18年度入学生から適用し、平成17年度入学生及び平成16年度1年次入学生に対しては、変更後の別表第1の規定のかわりに別表第2の規定を、平成16年度2年次編入生及び平成15年度までに入学した学生に対しては、変更後の別表第1の規定のかわりに別表第3の規定を適用する。また、変更後の第11条の規定については、平成18年度入学生から適用し、平成17年度までに入学した学生は、卒業試験合格をもって薬学総合演習の単位修得とする。なお、変更後の第5条の規定、第12条の進級基準及び注意事項の規定については、施行日現在において在籍する者から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。(第2条の別表第1及び別表第2の変更)

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。(第2条の別表第1の変更) ただし、変更後の別表第1の規定について開講年次が繰り下がる科目についての進級基準への取扱いについては、当該年度の進級判定まで進級基準に含まない。

「医薬品のコアとパートⅡ」は4年次への進級基準からは除外する。

「薬理作用と副作用Ⅳ」は4年次への進級基準からは除外する。

「疾患と薬物治療Ⅰ」は4年次への進級基準からは除外する。

「疾患と薬物治療Ⅱ」は4年次への進級基準からは除外する。

「薬物治療学実習」は4年次への進級基準からは除外する。

「調剤学実習」は4年次への進級基準からは除外する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(第

2条の別表第1及び第5条の変更)

「卒業研究Ⅱ」は5年次から6年次前期までに履修する。従って5年次から6年次への進級基準には含まない。また「疾患の成り立ちⅠ(病理学Ⅰ)」「疾患の成り立ちⅡ(病理学Ⅱ)」「社会保障と医療経済(医療経済学)」「医薬品の開発Ⅱ(臨床統計学)」「処方せんと調剤Ⅱ(臨床薬剤治療学)」「疾患と薬物治療Ⅰ(薬物治療学Ⅰ)」「疾患と薬物治療Ⅱ(薬物治療学Ⅱ)」「疾患と薬物治療Ⅲ(薬物治療学Ⅲ)」「疾患と薬物治療Ⅳ(薬物治療学Ⅳ)」は4年次から5年次への進級判定まで進級基準に含まない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。(第2条の別表第1及び第5条の変更)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。(第2条の別表第1、別表第2及び別表第3、第11条の規定、第12条の進級基準及び注意事項、並びに受験心得の変更) ただし、変更後の別表第1の規定については、平成23年度1年次入学生から適用し、平成18年度から平成22年度までの入学生で施行日現在1年次から4年次までに在籍する者及び平成23年度の2年次以上に編入学等を行った者に対しては、別表第1のかわりに別表第2の規定を適用し、施行日現在5年次または6年次に在籍する者に対しては、別表第1のかわりに別表第3の規定を適用する。また、変更後の第11条の規定並びに第12条の進級基準及び注意事項の規定については、なお、従前の例による。変更後の受験心得の規定については、施行日現在において在籍する者から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第2条の別表第1及び別表第2、並びに第12条の進級基準の注意事項3の変更)

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(第1条及び第2条第2項の規定の変更並びに第2条の別表第1及び別表第2付表2の変更)

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条の規定については、平成26年度1年次入学生より適用し、施行日前日に現に在籍する者及び平成26年度に2年次以上に編入学等を行う者については、なお従前の例による。(第11条の成績評価基準の制定及び第13条の改正並びに別表第

1及び「留年者の次年次科目の受講と単位の修得について」の変更)

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第11条第5項に規定する次年次科目の履修単位数の上限については、平成27年度1年次入学生より適用し、施行日前日に現に在籍する者及び平成27年度に2年次以上に編入学等を行う者については、上限を設定しない。(第11条第5項留年者の次年次科目の履修単位数の上限設定。別表の改正。「注意事項」、「留年者の次年次科目の受講と単位の修得について」、「進級基準」及び「受験心得」の整理。)

2 改正後の第4条第5項の規定にかかわらず、施行日前日に1年次に在籍する者のうち1年次に留年となった者の1年次前期科目の再試験にあっては、2度の受験を認めることがある。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(第2条第2項の文言の整理並びに第2条の別表第1、別表第2及び別表第2付表2の変更)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(第2条の別表の変更並びに第8条第2項の削除)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第2条の別表第1及び別表第2の変更並びに第4条及び第5条の変更)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(第2条の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第3付表2の変更並びに別表第4の削除)ただし、変更後の別表第3の規定は、平成31年度6年次に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(第2条の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第3付表2の変更、並びに第8条の変更)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(第2条の別表及びその付表の改正、第2条の2の追加、第10条の進級基準の改正)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(第2条の第1項の別表、第2項、第6項、第8項及び第9項、第4条の第2項、第3項及び第5項、第5

条の第3項及び第4項、第7条の第1項、第9条の第1項、並びに第11条の第1項～第3項の規定の変更、第9条第2項の規定の新設)ただし、変更後の第4条の第5項及び第5条の第3項の規定は、施行日の前日において現に在籍する者については、なお従前の例による。また、変更後の第2条の第6項及び第8項、並びに第9条の規定は、施行日の前日において現に在籍する者については、令和5年4月1日から適用し、それまでは、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(第2条の第1項の別表及びその付表の改正、第3条の第2項、第4条の第2項、並びに第10条の進級基準の改正)